第4節　火災を未然に防ぐために

近年の東京における防火対象物は、大規模・高層化、深層化が進む一方、国際化、ＩＴ化を背景に管理・営業形態の複雑・多様化が進展し、また、防火・避難対策に消防用設備等に係る新技術や性能規定等を適用したものが増えるなど、予防行政を取り巻く状況は日々大きく変化しています。

こうした動向に的確に対応するため、防火対象物の特性に応じた総合的な防火安全対策を講じるとともに、業務体制を再構築し、組織の機動力を最大限に活用した予防行政を展開することにより、事業所における防火安全対策を積極的に推進しています。

さらに、平成27年度から行われた火災予防審議会人命安全対策部会において、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会における競技会場の防火・避難対策について審議され答申がまとめられました。

関連施設については、答申を踏まえた対策を推進し、来場者が安心して利用できる防火・避難体制を構築していきます。

写真 67　東京の街並み

今後も、社会事情や法令改正の動向を的確に捉え、積極的に防火安全対策の推進に努めてまいります。

4－1　防火対象物の防火指導

1　建物の消防同意等

建築物の火災を予防し、一旦発生した火災から人命や財産を守るためには、建築物の設計計画段階において消防の意見を反映させることが重要となります。

このため、「消防法」及び「建築基準法」では、建築主事又は指定確認検査機関が建築確認を行う場合、防火地域、準防火地域以外の区域内に建築される一部の住宅を除き、あらかじめ消防長又は消防署長の同意を得なければならないことになっています。

この消防同意制度を通じ、消防機関が消防法、建築基準法をはじめとする各種関係法令の防火に関する規定について審査するとともに、防火の専門家という立場から建築物の安全に関し具体的な指導を行っています。

第 4-1 表	同意事務の現況（平成 28 年中）

用　途　別	処理件数	用　途　別	処理件数
劇場、映画館、演芸場、観覧場	51	停車場、発着場	148
公会堂、集会場	9	神社、寺院、教会	131
キャバレー・カフェ・ナイトクラブ	—	工場、作業場	224
遊技場、ダンスホール	19	映画スタジオ、テレビスタジオ	4
性風俗営業店	—	車庫、駐車場	372
カラオケボックス、ネットカフェ等	2	格納庫	1
待合、料理店	1	倉庫	680
飲食店	267	事務所、銀行、その他の事業所	2,965
百貨店、マーケット	564	複合用途防火対象物（雑居ビル）	2,732
旅館、ホテル、宿泊所	165	地下街	—
寄宿舎、下宿、共同住宅	8,490	準地下街	—
病院、診療所	147	文化財建造物	—
社会福祉施設	630	アーケード	3
幼稚園、特別支援学校	61	専用住宅	28,748
小・中学校、高等学校、大学	679	長屋	3,827
図書館、博物館、美術館	28	その他（非該当）	914
蒸気浴場、熱気浴場、公衆浴場	2	合計	51,864

2　防火対象物の使用・変更等に係る届出等

火災予防条例では、防火対象物の使用変更等に際し、次の届出を義務付けています。

○　防火対象物の建築、修繕、用途変更等に係る工事等を行おうとする者は、当該工事等に着手する7日前までにその内容を消防署長に届け出なければなりません。

○　防火対象物又はその部分を使用しようとする者は、使用を開始する7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

○　防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者は、使用を開始する日の7日前までにその内容を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

○　厨房設備、温風暖房機、変電設備、燃料電池発電設備などの火気使用設備等で一定規模以上のものを設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

また、防火対象物の防火安全性を一層向上させるため、消防設備業、建築設計業等に従事する者のうち次の業務に従事する者は、防火安全技術講習の受講に努めなければならないとされています。

○　防火対象物の避難の管理に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

○　火気使用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

○　消防用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

3　中間検査及び使用検査の適正な執行

火災予防条例に基づき、防火対象物が防火に関する規定に適合しているかについて中間検査及び使用検査を実施して厳格に確認しています。

4－2　消防用設備等・特殊消防用設備等に係る届出等

1　消防用設備等・特殊消防用設備等の設置

防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）は、消防用設備等（消防法施行令で定める消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）について、これらが火災等の災害時に必要とされる性能を有するように、消防法又は火災予防条例で定める技術上の基準に従って、設置及び維持しなければならないとされています。

また、防火対象物の関係者は、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等について、消防用設備等に代えて設置することができるとされています。

2　消防用設備等・特殊消防用設備等の工事に係る届出

消防法又は火災予防条例では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事に際し、次の届出を義務付けています。

○　消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事を行う場合は、当該設備に係る工事に着手する10日前までに、その旨を消防署長に届け出なければなりません。

○　消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事が完了した場合は、当該設備に係る工事が完了した日から4日以内に、その旨を消防署長に届け出て検査を受けなければなりません。

3　消防用設備等・特殊消防用設備等の維持管理

消防用設備等又は特殊消防用設備等は、設置した後も適切に維持管理されていなければならないことから、消防法では、防火対象物の関係者に定期的な点検の実施と、点検結果の消防署長への報告を義務付けています。

⑴　点検の実施時期

○　機器点検・・・6ヶ月に1回

○　総合点検・・・1年に1回

⑵　報告の実施時期

○　特定防火対象物（物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物）・・・1年ごと

○　非特定防火対象物（工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場など）・・・3年ごと

4　消防設備士等への指導

消防法で定められている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、法令に規定されている工事又は整備を行う場合は、消防設備士の資格が必要となります。

東京消防庁では、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検等の業務に従事する消防設備士等に対し、新しい知識・技術に関する指導や、法令改正の動向などについて情報提供を行っています。